

南関東防衛局における電子署名に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局における認証局システムによる電子署名に関する達

改正 平成19年12月28日南関東防衛局達第38号

平成20年 3月25日南関東防衛局達第1号

(通則)

第1条 南関東防衛局における電子署名については防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令(平成15年防衛庁訓令第64号。以下「訓令」という。)に定めがある場合を除くほか、この達によるものとする。

(電子署名)

第2条 認証局システムによる電子署名(以下「電子署名」という。)は、第4条第3項の規定により交付されたICカード(訓令第2条第9号に規定するICカードをいう。以下同じ。)を用いて行うものとする。

2 ICカードを用いて電子署名を行うことができる官職及び組織の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(各部長等)

第3条 この達において、各部長等とは、総務部長、企画部長、調達部長、管理部長及び労務管理官をいう。

(ICカードの発行等)

第4条 総務部長は、南関東防衛局、南関東防衛局長及び南関東防衛局次長に係る電子署名を行うために必要がある場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、ICカードの発行を南関東防衛局長(以下「局長」という。)に申請するものとする。

- (1) 発行する官職又は組織の名称(日本語及び英語)
- (2) 複数発行を必要とする場合は、その理由及び枚数
- (3) 発行希望年月日

2 本局にあつては各部長等、防衛事務所にあつては防衛事務所長(以下「総務部長等」)は、電子署名を行うために必要がある場合は、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、ICカードの発行を局長に申請するものとする。

3 局長は、前2項の申請を受理した場合は、訓令第4条第3項の規定により運用企画局長から当該申請に係るICカードの交付を受け、当該ICカードを総務部長等に交付するものとする。

(I Cカードの失効)

第 5 条 総務部長等は、訓令第 5 条各号に掲げる事由が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した書面に失効させる I Cカードを添付して、遅滞なく局長に I Cカードの失効を申請しなければならない。ただし、当該申請が盗難及び紛失等の事由によるものであるときは、I Cカードを添付することを要しない。

(1) 失効させる官職又は組織の名称 (日本語及び英語)

(2) 失効理由

(3) 失効希望年月日

2 局長は、前項の申請を受理した場合は、訓令第 5 条第 1 項の規定により、運用企画局長に I Cカードの失効を申請しなければならない。

(I Cカードの記録)

第 6 条 総務課長は、I Cカード記録簿 (以下この条において「記録簿」という。) を備えるものとする。

2 総務課長は、訓令第 4 条第 3 項の規定により局長に対して I Cカードが交付されたとき並びに訓令第 5 条第 2 項の規定により I Cカードが失効されたときは、速やかに前項に定める記録簿に記録するものとする。

3 総務課長は、第 4 条第 3 項の規定により総務部長等に I Cカードが交付されたときは、速やかにその旨を記録簿に記録するものとする。

(保管責任者)

第 7 条 局長は、訓令第 6 条第 2 項の規定により交付された I Cカードの保管責任者 (次条において単に「保管責任者」という。) を指定するときは、防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令の実施について (運情第 1 6 5 0 号。 2 0 . 2 . 1 4) 第 3 項による別紙様式により指定するものとする。

(保管)

第 8 条 保管責任者は、I Cカードを金庫その他确实なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(委任規定)

第 9 条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年南関東防衛局達第 1 号)

この達は、平成 2 0 年 3 月 2 5 日から施行し、同年 2 月 1 4 日から適用する。

別表（第2条関係）

名称 部局名	官職及び組織の名称
南関東防衛局	南関東防衛局 南関東防衛局長 南関東防衛局次長 南関東防衛局総務部長 南関東防衛局企画部長 南関東防衛局調達部長 南関東防衛局管理部長 南関東防衛局労務管理官 南関東防衛局総務部総務課長 南関東防衛局総務部会計課長 南関東防衛局総務部契約課長 横須賀防衛事務所長 座間防衛事務所長 吉田防衛事務所長 浜松防衛事務所長 富士防衛事務所長 特別調達資金契約等担当官南関東防衛局長 特別調達資金出納命令官南関東防衛局総務部長 特別調達資金出納官吏横須賀防衛事務所長 特別調達資金出納官吏座間防衛事務所長 特別調達資金出納官吏富士防衛事務所長 支出負担行為担当官南関東防衛局長 官署支出官南関東防衛局総務部長 歳入徴収官南関東防衛局総務部長 物品管理官南関東防衛局総務部長 物品管理官南関東防衛局管理部長 分任物品管理官横須賀防衛事務所長 分任物品管理官座間防衛事務所長 分任物品管理官吉田防衛事務所長 分任物品管理官浜松防衛事務所長 分任物品管理官富士防衛事務所長

契約担当官南関東防衛局長

契約担当官横須賀防衛事務所長

契約担当官座間防衛事務所長

契約担当官吉田防衛事務所長

契約担当官浜松防衛事務所長

契約担当官富士防衛事務所長

収入官吏南関東防衛局総務部会計課課長補佐

資金前渡官吏南関東防衛局総務部会計課課長補佐

資金前渡官吏横須賀防衛事務所長

資金前渡官吏座間防衛事務所長

資金前渡官吏吉田防衛事務所長

資金前渡官吏浜松防衛事務所長

資金前渡官吏富士防衛事務所長

歳入歳出外現金出納官吏南関東防衛局総務部会計課課長補佐

有価証券取扱主任官南関東防衛局総務部会計課課長補佐

南関東防衛施設地方審議会

南関東防衛施設地方審議会長